

# 悪質な自転車運転者に 安全講習の義務化



【新設】自転車運転者講習制度 (平成27年6月1日施行 道路交通法の一部改正)

●自転車運転者が、平成27年6月1日以降  
危険行為で **3年以内** に **2回以上** 摘発された場合

自転車運転者講習を  
受講することになります

●講習制度のながれ

危険行為を反復  
(3年以内に2回以上摘発)

受講命令

講習の受講

※ 受講命令違反5万円以下の罰金



## 講習の対象となる危険行為(14項目)

1 信号無視

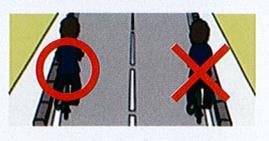


2 通行禁止道路の通行  
(歩行者用道路など)



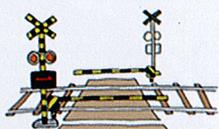
3 自転車通行が認められている歩行者用道路での歩行者の通行妨害

4 通行区分違反  
(右側通行など)



5 自転車が行き止まりの路側帯で歩行者の通行妨害

6 遮断機が下りた踏切への進入など



7 信号のない交差点での左方車・優先車妨害など

8 交差点を右折する時の直進車・左折車の進行妨害

9 環状交差点での安全進行義務違反



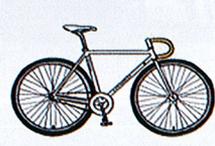
10 一時停止違反



11 歩道通行時の通行方法違反



12 ブレーキのない自転車の運転



13 酒酔い運転



14 安全運転義務違反(ハンドルやブレーキなどを確実に操作しないなど)

- 自転車のルール違反は、周囲の車や歩行者に迷惑がかかるだけでなく、自転車利用者自身の生命にもかかわる危険な行為です。
- 交通ルールを守り、安全通行に努めましょう。

石川県警察本部交通部交通企画課